

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
<b>施策の方向 4 子どもの権利に関する意識の向上</b>								
<b>【推進施策 19】</b>								
学校における権利学習を進めます。また、子どもが学校や学校以外の場で子どもの権利について学習ができるよう条件整備と支援を進めます。								
<b>【具体的な取組】</b>								
①カリキュラムの中での位置づけと工夫、教材の開発、教育・学習方法の研究等への支援を充実させます。								
教育委員会 総合教育センター	4-(19)-①	教材の研究開発・作成	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習資料作成委員会)事業として、小学生版・中学生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生及び教職員、中学1年生及び教職員に配付する。	小学生版・中学生用「子どもの権利学習資料」の見直しを随時行い、活用を検討する。人権・同和教育冊子「はたらくひとびと」を見直し、活用を検討する。すぐに役に立つ「参加・体験型権利学習事例集」を広く活用できるように広報する。	小学生版「子どもの権利学習資料」1年生配付の「かがやき」の見直しを行い、改訂版を発行した。(10月)発行部数は、小学生用16,000部、中学生用11,000部。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成。小1児童、及び教職員に配付。「参加・体験型権利学習事例集」(Kタイム)を広く活用できるように広報した。	成果:子どもの権利学習資料と「はたらくひとびと」は、川崎市内の全教職員に配付し、広く活用していけるように努めた。また、活用時期に応じて適切に発行していくことができた。 課題:子どもたちの実情に合わせて、活用しやすいように内容の工夫を図る。	B	4-(20)-②
教育委員会 総合教育センター カリキュラムセンター	4-(19)-①	教育課程の編成についての実践事例集の作成・活用	指導資料等を活用し、学校での権利学習の年間計画への導入を促し、権利学習に取り組みやすいよう支援する。	川崎の実態に合わせた実践事例集「かわさきKタイム」をあらゆる人権尊重教育研修で使い、広く活用できるようにする。	実践事例集「かわさきKタイム」を広く活用できるように初任者研修や希望研修、要請訪問などの人権尊重教育研修で使用した。また、「かがやき」などの子どもの権利の学習資料も川崎市子どもの権利に関する週間に使えるように配付した。	成果:初任者研修や希望研修、要請訪問で紹介したり、活用したりすることで周知徹底を図った。また、人権尊重教育担当者研修でも活用し、各学校で権利学習が導入しやすいように支援した。 課題:子どもたちの実情に合わせて、活用しやすいように内容の工夫を図る。	B	2-(9)-②
教育委員会 総合教育センター カリキュラムセンター	4-(19)-①	子どもの権利に関する週間	「子どもの権利に関する週間」を中心に、その前後で「開かれた学校作り」を一層推進するという趣旨で、日常的な学習及び学校(園)生活や子どもの権利に関する学習への取組を保護者・地域住民に公開し、広く子どもの権利についての関心と理解を深めていただく機会を設け、学校(園)においては、権利の学習を実践する契機とする。	権利に関する学習を広く日常的に実施していくよう計画し、学校公開の実施にあわせ、保護者・地域住民をより巻き込んだ権利学習の機会を設定し、「子どもの権利に関する週間」における取組をする。	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をとおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画についてはカリキュラムセンターのWebページに掲載し広く周知した。実施状況は一覧表にまとめた。	成果:授業参観は、期間内や期間外を合わせると小学校、中学校とも多くの学校が取り組んでいた。授業は道徳の時間や「かわさき共生・共育プログラム」などに取り組む学校も見られた。 課題:川崎市内の教員に周知を一層図り、子どもの権利についての関心と理解を深めていく。	B	4-(21)-②
<b>【具体的な取組】</b>								
②権利学習講師派遣事業及び権利学習についての資料を充実します。								
教育委員会 人権・共生教育担当	4-(19)-②	権利学習派遣事業	小学校2～4年生を対象に子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習(子どもワークショップ)を行うCAP(子どもへの暴力防止)プログラム等へ講師を派遣する。	子どもが権利侵害から自分を守る方法を身につける、参加型学習や権利学習を行う際に、講師を派遣する。	参加型学習の申請にもとづき講師を派遣した。平成22年度は小学校42校141学級で実施。また、学校独自で講師を招いて権利学習を実施した学校もあった。	小学生を対象に、暴力やいじめなどの権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習(CAP子どもワークショップ)を実施し、子どもたち一人ひとりが持つ権利を教え、安全・安心について理解を深めることができた。今後も事業の継続に努めたい。	B	

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策-事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
【具体的な取組】								
③川崎市子ども会議や子ども夢パークにおける子どもの権利学習を支援します。								
こども本部 青少年育成課	4-(19)-③	子ども夢パーク事業	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を実践するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	事業数を精査し、内容充実。	「☆子ども運営会議」の部会を実施。 ・スタジオプロジェクト部会(年12回) スタジオ利用のルールや使い方などを話し合った。また、スタジオ利用者による演奏会を計画・実施した。 ・横丁会議部会(7回) イベント「子どもゆめ横丁」を計画・実施した(延べ540名参加)。	成果:おおむね計画どおり実施することができた。 課題:引き続き事業を実施していく。	B	2-(10)-② 3-(15)-①
教育委員会 生涯学習推進課	4-(19)-③	川崎市子ども会議	川崎市子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの意見表明の場として川崎市子ども会議を運営し、市長への提言あるいは報告を行う。	川崎市子ども会議の開催(毎月第1・3日曜日、年19回予定) かわさき子ども集会等の開催	川崎市子ども会議 定例会22回開催、臨時会、学習会等25回開催 「かわさきドリームパーティー(第13回かわさき子ども集会)」11月21日開催	成果:子どもの自主的な活動として川崎市子ども会議の定例会、かわさき子ども集会、その他の活動を行い、その成果として市長報告等を行った。 課題:市長への提言に向けた活動の活性化をめざす。	B	2-(8)-②
【具体的な取組】								
④「こどもページ」を充実します。								
市民・こども局 人権・男女共同参画室	4-(19)-④	子ども向けホームページ	子どもにわかりやすい表現で、市政等に関する情報、イベント情報、育ち・学ぶ施設の情報などを川崎市公式ホームページ上で発信(こどもページ)することで、子どもがより豊かに生活し、社会に参加するきっかけづくりができるよう支援する。	各コンテンツのより一層の充実を図りつつリニューアルも視野に入れた課題の整理と見直しを行う。	原則月1回の更新(イベント情報等)に加え、春休み・夏休み・冬休みの長期休暇前には全庁的な情報収集をし、期間限定のイベント特集等を掲載した。また、各コンテンツの見直しを行い、リンクの確認、各ページの整理を行った。	こどもページ自体の構成が複雑で、また絵も少ないため、今後はもっと子どもに親しみやすいページに変えていく必要がある。	B	2-(10)-①

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
<b>【推進施策 20】</b>								
個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について気づいたり学んだりできるよう支援します。								
<b>【具体的な取組】</b>								
①日本語指導等協力者派遣事業を推進します。								
教育委員会 総合教育センター キャリアセンター	4-(20)-①	日本語指導等協力者の派遣事業	日本語指導の必要な外国人児童生徒に週2回8～9か月以内にわたり日本語指導等協力者を派遣する。	日本語指導を必要とする外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導等協力者の派遣による児童生徒の指導の充実や保護者の相談にも適切に対応できるよう体制の整備を図る。	日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を64回(約8か月～1年)実施している。平成21年度からの継続指導児童生徒も含め215名(うち平成21年度新規指導児童生徒は119名)に対して日本語指導等協力者を派遣した。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携して、各区でも平成21年9月より、小学校低学年では教育相談が受けられるようになった。	成果:日本の生活習慣になじむのに苦労したり、日本語指導が必要となったりするケースがある。これらの児童生徒の指導に日本語指導等協力者派遣事業や市内日本語教室担当者会などが大きな役割を果たしている。平成22年度より中学3年生を対象に学習言語や高校受験にむけて中学校10校に学習支援員を派遣し学力の向上につながった。  課題:長期間保護者と離れて母国で過ごし、急に来日することになるケースや保護者の留学や研修の都合で来日したケースなどさまざまなケースがある。それらにさらに柔軟に対応することが必要である。	B	1-(3)-⑥ 2-(11)-②
<b>【具体的な取組】</b>								
②個別の支援を必要とする子どもが子どもの権利について学習する際にその方法を工夫します。								
教育委員会 総合教育センター	4-(20)-②	教材の研究開発・作成	川崎市人権尊重教育推進会議(子どもの権利学習資料作成委員会)事業として、小学生版・中学生版の「子どもの権利学習資料」を作成し、市内公立学校の小学1年生と5年生及び教職員、中学1年生及び教職員に配付する。	小学生版・中学生版「子どもの権利学習資料」の見直しを随時行い、活用を検討する。人権・同和教育冊子「はたらくひとびと」を見直し、活用を検討する。すぐに役に立つ「参加・体験型権利学習事例集」を広く活用できるように広報する。	小学生版「子どもの権利学習資料」1年生配付の「かがやき」の見直しを行い、改訂版を発行した。(10月)発行部数は、小学生用16,000部、中学生用11,000部。人権・同和教育の冊子「はたらくひとびと」を作成。小1児童、及び教職員に配付。「参加・体験型権利学習事例集」(Kタイム)を広く活用できるように広報した。	成果:子どもの権利学習資料と「はたらくひとびと」は、川崎市内の全教職員に配付し、広く活用していただけるように努めた。また、活用時期に応じて適切に発行していくことができた。  課題:子どもたちの実情に合わせて、活用しやすいように内容の工夫を図る。	B	4-(19)-①
<b>【具体的な取組】</b>								
③児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。								
こども本部 こども福祉課	4-(20)-③	子どもの権利ノート活用	児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の権利擁護を図る。3県市協調事業。	新規入所児童に権利ノート及び相談等を封書で郵送するための封筒を配布する。	新規入所児童に権利ノート及び相談等を封書で郵送するための封筒を配布した。	成果:児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に対しては権利ノート及び封筒が配布され、子どもの権利擁護が図られた。	B	1-(3)-⑧

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策-事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
<p><b>【推進施策 21】</b></p> <p>学校や社会教育の実践及び母子保健事業等により、親等を対象とした子どもの権利に関する学習を進めるなど啓発を進めます。また、子どもの権利について理解を深めるため、職員に対する啓発及び研修を充実させます。</p>								
<p><b>【具体的な取組】</b></p> <p>①かわさき子どもの権利の日事業を充実します。</p>								
市民・子ども人権・男女共同参画室	4-(21)-①	かわさき子どもの権利の日事業	青少年団体、学校、PTA、人権問題に取り組む市民団体の代表で構成する子どもの権利の日事業実行委員会を中心に、子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を11月20日(かわさき子どもの権利の日)前後1か月に実施する。また、事業を通じ、市民と行政との協働を進めていく。	「かわさき子どもの権利の日のつどい」、市民企画事業、共同事業、関連事業(川崎市)の実施にあたり、市民及び市民団体等と連携又は、協働事業として実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさき子どもの権利の日のつどい」(11月14日(日)総合福祉センター(エポックなかはら)ホール、参加者数960人)を子どもの権利の日事業実行委員会の企画・運営により実施した。</li> <li>・公募による市民企画事業(15グループ)を支援した。</li> <li>・子ども夢パーク共同事業を実施した。</li> <li>・広報ポスター掲示、チラシ配布(学校、区役所、市民館、市民まつり、フロンターレ2試合、子どもゆめ横丁会場等)市民文化室との共同事業でPR動画を制作した(アゼリア、ミュージア等で放映)</li> <li>・市立図書館で子どもの権利の日関連図書を紹介事業実施。</li> </ul>	川崎市子どもの権利条例制定10周年となる平成22年度のかわさき子どもの権利の日のつどいでは、960人という過去最高の集客数で開催できた。事業部会員とのコミュニケーションもとれ、行政と市民が一体となり事業を終えることができた。しかしながら、依然として条例の認知度は低く、権利の日事業をおして条例を広く周知ができるような広報・啓発のあり方の検討が課題である。	B	2-(19)-②
<p><b>【具体的な取組】</b></p> <p>②子どもの権利の日週間を中心とした、権利学習の公開授業を進めます。また、実施状況を調査し、学校での取組が充実するよう支援します。</p>								
教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター	4-(21)-②	子どもの権利に関する週間	「子どもの権利に関する週間」を中心に、その前後で「開かれた学校作り」を一層推進するという趣旨で、日常的な学習及び学校(園)生活や子どもの権利に関する学習への取組を保護者・地域住民に公開し、広く子どもの権利についての関心と理解を深めていただく機会を設け、学校(園)においては、権利の学習を实践する契機とする。	権利に関する学習を広く日常的に実施していくよう計画し、学校公開の実施にあわせ、保護者・地域住民をより巻き込んだ権利学習の機会を設定し、「子どもの権利に関する週間」における取組をする。	「川崎市子どもの権利に関する週間」及び日頃の学校教育全般をおして人権尊重教育に関する授業や研修の推進について担当者の研修等の場で促した。計画についてはカリキュラムセンターのWebページに掲載し広く周知した。実施状況は一覧表にまとめた。	成果:授業参観は、期間内や期間外を合わせると小学校、中学校とも多くの学校が取り組んでいた。授業は道徳の時間や「かわさき共生・共育プログラム」などに取り組む学校も見られた。 課題:川崎市内の教員に周知を一層図り、子どもの権利についての関心と理解を深めていく。	B	4-(19)-①
<p><b>【具体的な取組】</b></p> <p>③「子どもの権利Q&amp;A」の活用を促がすとともに続編を検討します。また、「参加体験型権利学習事例集」を作成・配布し人権尊重教育推進担当者会議をおして教職員の研修に努めます。</p>								
教育委員会指導課	4-(21)-③	体罰防止についての意識啓発	市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、人権に対する意識を向上させ、体罰の防止を図る。	継続して研修を実施することにより、教職員の人権意識の高揚を図っていく。	全市及び各区において教職員を対象とした人権尊重教育研修を年4回実施し、体罰防止の意識啓発の継続に努めた。	成果:市内公立学校の教職員に対して、人権尊重教育及び児童生徒指導の関連諸会議において継続して体罰防止の啓発に努めてきた。 課題:今後の継続的な啓発を課題とする。	B	

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
教育委員会 総合教育センター キャリアセンター	4-(21)-③	子どもの権利「Q&A」作成	条例の施行に伴い、日常の学校生活の中で子どもたちと接することの多い教職員に「子どもの権利」について理解を深めてもらうために「子どもの権利Q&A」を作成する。川崎市人権尊重推進会議の事業として作成。	総合教育センターにおいて増し刷りをし、人権尊重教育の研修で配付し、資料としての活用を促す。	総合教育センターにおいて増し刷りをし、人権尊重教育の研修で配付し、資料としての活用を促した。	成果:人権尊重教育の研修の機会をとらえ、総合教育センターで増し刷りをし、人権尊重教育を基本とした学校教育の実践に活用できるように促した。  課題:定期的に内容の見直しを図る。また、さまざまな人権尊重教育の機会をとらえ、増し刷りを行い、多い教職員に「子どもの権利」について理解を深めていく。	B	
教育委員会 総合教育センター キャリアセンター	4-(21)-③	人権尊重教育推進担当者会議	権利の学習の指導方法や学習資料の効果的な使用方法について、権利学習を進めようとする教員の自主的な取組の後押しができるような実践報告会や交流会を進める。教員対象の研修を充実させ、意見交流の場を設けるなどして、学校で取り入れやすいように支援する。担当者がそれぞれの学校でどのような広報をすればよいかを、具体的に示す。	研修回数:4回で、3回目の全体会以外は地区ごとに分散会をもつ。参加・体験型学習が学校でも行えるよう、ファシリテーター役を養成し、校内研修を充実させる。	全市立学校の人権尊重教育担当の教員を集め、4回実施。2回目は参加・体験型学習が学校でも行えるよう、ファシリテーターの体験を行った。3回目は人権尊重教育の研究実践校(桜本中学校)の研究報告会への参加をもって研修とした。	成果:参加体験型の実践研修やテーマに沿った話し合いを中学校区を単位とした班編成で行ったため、小・中の連携を意識した人権尊重教育について深まりがみられた。研究実践校の研究報告も合わせ、各学校の担当者に具体的な取組の方法を提供することができた。  課題:研究実践校や研究推進校の報告会は具体的な取組の周知に有効であるので、その参加形態や内容の一層の充実を図る。	B	
【具体的な取組】								
④子どもの権利に関する条例パンフレットを効果的に配付し、活用を促します。								
市民・子ども局 人権・男女共同参画室	4-(21)-④	子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付	子ども自身が「子どもの権利」についての意識を高め、理解を深められるよう、条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配付する。	条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配付する。	11月の子どもの権利週間での活用のため、市内の幼稚園・小学校(4年生)・中学校(2年生)・高校(1年生)、養護学校、聾学校、民族学校の児童・生徒に10月下旬に配付した。また、主に子どもが利用する施設への配付も行った。	市民館や図書館など、学校配付以外でもパンフレットを目にする機会ができた。しかしながら、依然として条例の認知度は低く、ただ配付しただけで終わらないような活用方法の検討が課題である。	B	1-(4)-① 2-(19)-② 4-(21)-②
【具体的な取組】								
⑤行政職員に対する研修に子どもの権利に関する視点を取り入れます。								
市民・子ども局 人権・男女共同参画室	4-(21)-⑤	行政職員及び子どもの権利に関する職場研修	子どもに関わる施設の職員研修や新規採用職員等の職員研修に講師派遣を行う。	職員研修所主催の若手職員研修や市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等へ講師派遣を行う。	病院局の新規採用看護職員研修をはじめ、職員研修所主催の若手職員研修、市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等の研修会、子ども文化センター等の学習会等延べ8か所に講師派遣を行った。	子どもに関わる施設の職員等への研修が各所で定着し、講師依頼に応え、職員を派遣している。今後もより多くの職場の職員を対象とした研修への取組が必要である。	B	4-(21)-⑤

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
こども本部 保育課	4-(21)-⑤	職員研修 〈多文化・保育園〉	職員が多様な文化的背景を持つ子どもについての理解を深めるための研修を実施する。	保育園の職員を対象とした年間研修や各職場における自主研修の中で取り組み、多文化共生への理解を引き続き深めていく。	園長研修、担当係長研修、保育士研修等を実施。	園長研修、担当係長研修、保育士研修等を実施することで、保育園職員の多文化共生への理解を引き続き深めていく。	B	
教育委員会 総合教育センター カリキュラムセンター	4-(21)-⑤	職員研修 〈多文化・教職員〉	「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づく施策と連携しながら、多様な文化背景をもつ子どもたちについての理解を深めるための研修を実施する。	4月 初任研修にて人権尊重教育「外国につながる子どもたちの教育」を実施。 6月 国際教育担当者を対象にした多文化共生をテーマにした研修を実施。 7月 多文化共生をめざす国際理解教育研修を実施。	10年経験者研修、希望研修において「外国につながる子どもたち」の研修を実施した。校長研修では、子どもたちの実態や背景、管理職としての子どもたちの受け入れについて研修をした。6月国際教育担当者を対象にした多文化共生をテーマにした研修を実施した。	成果:さまざまな悉皆の研修で研修を実施することで、川崎市の特色ある教育活動として意識する教員が増えてきた。多様な文化背景をもつ子どもたちについての理解が深まることで学級経営・授業力の向上につながったと実感する教員が見られた。 課題:まだこの目的の悉皆研修をひととおり全教職員が積んではいない。引き続き、同様の目的で研修を行っていく必要がある。	B	
【具体的な取組】								
⑥子どもの権利に関する保育園での職場研修を実施します。								
市民・こども局 人権・男女共同参画室	4-(21)-⑤	行政職員及び子どもの権利に関する職場研修	子どもに関わる施設の職員研修や新規採用職員等の職員研修に講師派遣を行う。	職員研修所主催の若手職員研修や市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等へ講師派遣を行う。	病院局の新規採用看護職員研修をはじめ、職員研修所主催の若手職員研修、市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等の研修会、こども文化センター等の学習会等延べ8か所に講師派遣を行った。	子どもに関わる施設の職員等への研修が各所で定着し、講師依頼に応え、職員を派遣している。今後もより多くの職場の職員を対象とした研修への取組が必要である。	B	4-(21)-⑤
こども本部 保育課	4-(21)-⑤	子どもの権利に関する職場研修(保育園)	全公立保育園において「子どもの権利」をテーマに職場研修を実施。日々の保育の中での子どもへの言葉かけ(しかり方)接し方等について検証し、言葉、態度による暴力、虐待、差別の防止に努める。保育環境についても子どもたちが育ち、学べる施設となるよう点検整備をしていく。	職場研修の継続実施。子どもにとって居心地のよい環境整備を考え合い、工夫する。	各保育園において職場研修を実施することで、子どもの権利を踏まえた保育を実践することができた。	各保育園において職場研修を実施することで、子どもの権利を踏まえた保育を実践することができた。	B	
【具体的な取組】								
⑦児童虐待防止に関する講演会を開催します。また、両親学級等において子どもの権利に関する啓発に努めます。								
こども本部 こども家庭課	4-(21)-⑦	母子保健指導事業	妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級の開催など、妊娠中を子どもに健康に過ごし、安心して出産・子育てができるようにする。父親の参加・子どもの権利についての啓発機会とする。	継続して実施。保健指導・相談機能の充実を図る。母子健康手帳交付・母子管理票作成業務・両親学級等の状況について担当部署との情報交換を図り、改善すべき点があれば検討していく。	こども支援室において、母子健康手帳交付時に面接を行い、必要な保健指導と相談支援を実施した。また、安心して出産・子育てができるよう、両親学級への参加を促した。マタニティストラップの配付を継続して行い、妊婦にやさしい環境づくりの啓発を図った。	成果:こども支援室の設置で、母子健康手帳交付時の相談機能や必要に応じた保健指導が強化できた。また、両親学級等の事業参加を促したり、母子健康手帳へ子どもの権利について掲載し、父親の参加・子どもの権利についての普及啓発につながった。 課題:こども支援室と担当部署との連携により、さらに充実した内容にする。	B	1-(4)-① 2-(12)-② 2-(13)-② 4-(21)-⑤

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
こども本部 こども家庭センターこども支援担当	4-(21)-⑦	児童虐待防止啓発講演会	児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。	児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。	①平成22年11月26日(金)市民向け研修 講師:相州乳幼児家族診療センター長 青木豊氏「アタッチメント～親と子の愛着形成を学ぶ～」 ②平成23年1月19日(水)関係機関向け研修 講師:相州乳幼児家族診療センター長 青木豊氏「愛着障害とPTSD」	児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、学識経験者や医師等を講師として、関係機関職員や市民向けに講演会を開催し、児童虐待防止に関する啓発を図った。	B	1-(14)-① 2-(13)-② 4-(21)-⑦
【具体的な取組】								
⑧地域において子どもの権利に関する理解が進むよう情報提供等、啓発事業を充実します。								
川崎市役所保健福祉サービス課	4-(21)-⑤	子育てガイド作成事業	育児不安、育児困難、孤立化などで悩む親が増加する中で川崎市の子育て情報をわかりやすく提供する。医療機関、健診・予防接種、育児相談など子育てに密着した情報のほか、おすすめ公園や子どもと一緒にいけるお店等実際に役立つ情報や小学校情報、外国籍の人達のための情報も提供している。2～3年ごとに改定版を発行するとともに、併せて、子育て支援関係施設マップを日本語版に加え、外国語版(6か国)を作成し配布している。	平成18年度作成した改訂版12,000部の在庫がなくなった為、平成21年度に公募委員を含めた作成委員会を立ち上げ、掲載内容の検討を行い、12,000部作成し、平成22年3月に発行予定。平成22年度は外国人用のさんぼみちの検討・作成を行う。	川崎市子育てガイド「さんぼみち」の外国語版及び子育てマップの作成・発行を行った。子育てガイドブック(英語・タガログ語・スペイン語版4,000部 中国語・韓国朝鮮語・ポルトガル語版4,000部)、子育て散歩マップ(英語・タガログ語・スペイン語版4,000部 中国語・韓国朝鮮語・ポルトガル語版4,000部)を作成し市民向けに配布。	さんぼみちの作成・外国語版の作成・増刷を3年間で1サイクルとし繰り返し行うことで、川崎市内の子育て中の母親への情報提供を行うことができ、支援につながる事ができた。こども支援室と協働し区内の子育て中の母親へのさらなる情報発信を検討・実施していく。	B	
川崎市役所保健福祉サービス課	4-(21)-⑥	子育て情報誌の発行	平成17年度より開始。4回/年(春夏秋冬号)発行。1回/月、子育て中の親が集まり、子育て等について知りたいこと、聴きたいことを情報交換するとともに、出された情報を「かわら版」として多くの人に情報提供していく。	参加メンバーを増やし、より多くの親子が子育ての情報を生かし、育児に役立てることができる。	子育て中の母親がつどい、子育てにまつわる色々な情報交換や交流をはかる場「子育てのわ」の中で出された話題を、母親たちが編集や原稿作成を行った「子育てかわらばん」を年2回発行。乳幼児健診等で配布。	年4回発行していた「かわら版」を、平成22年度より年2回の発行とし、母親同士の話し合いによる達成感の充実とページ数を増やした「かわら版」作成のための時間を多くとることにより、内容のさらなる充実を図ることができた。「子育てのわ」への参加者が増加しないという課題があり、乳幼児健診等でPRし、新たな参加者を募った。	B	1-(14)-① 2-(13)-② 4-(21)-⑥
川崎市役所保健福祉サービス課	4-(21)-⑧	かわさき区いきいき健康づくり・子育てフェスタ	川崎市の子育て支援のイベントとして平成13年度発足。子育てに関わるさまざまな施設・機関と子育てグループ、民生委員・児童委員等が結集し親子の楽しめるイベントの企画及び情報提供等を行っている。また、平成17年度より「健康づくりのつどい」と同日開催し、平成20年度からは実行委員会を合同し共同開催により高齢者や障害者などを含めた世代を超えた交流を図っている。イベントは年1回。教育文化会館のほぼ全館を使用している。	子育てに関わるさまざまな施設・機関と子育てグループ、民生委員・児童委員等が結集し親子の楽しめるイベントの企画及び情報提供等を行う。	健康づくりのつどいと合同イベントとして、実行委員会の合同開催、名称、テーマ、ちらし、運営を統一し、「世代間交流」を図ることを目標に企画全体を配慮した。11月5日教育文化会館で開催し、参加者 こども155人、おとな409人(合計564人)。また、11月を子育てフェスタ月間として各子育て支援機関にて実施した。	市民との協働で委員会を立ち上げ、区役所内の他の部署の協力も得、委員会で討議を重ね、準備から当日の運営まで行う方式は定着しつつあり、当日の円滑な事業の運営に繋がっている。今後に向けて、こども支援室との協働や「健康づくりのつどい」との目的の整理等を行い、子育て中の母親へのさらなる支援となるよう討議を進め、フェスタを開催していく。	B	3-(15)-⑧

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
幸区役所企画課	4-(21)-⑤	子ども向け情報発信事業	子ども向けの幸区のホームページ(さいわいこどもページ)。幼い頃から自分の住むまちや区役所に関心を持ってもらえるよう作成した。平成18年5月5日公開開始。区役所各課の業務内容解説や区内の公共施設、区のシンボルマークの由来等の幸区の豆知識、子ども対象の事業の情報、さいわいものしりクイズ、区役所屋上からまちを眺めた画像などの内容で構成されている。	子どものニーズを把握し、子どもにとってもっと身近なホームページとなるよう、さらに充実を図る。	小学生向け事業の機会を捉え、さいわいこどもページの紹介を行うとともにニーズを把握し、子どもにとってもっと身近なホームページとなるよう子ども向けのイベントなどを随時紹介した。また、わかりやすく親しみやすいようふりがなをつけ、言葉づかい等工夫した。	成果:子ども向けの幸区ホームページ「さいわいこどもページ」を作成し、幼いころから自分の住むまちや区役所に関心を持ってもらえるよう子ども向けのイベント情報を更新するなどして活用した。 課題:さいわいこどもページの情報更新もさることながら、区ホームページ全体の認知度・アクセス数を向上させ、より多くの区民の方々に身近なものとして利用してもらうような工夫が必要。また、子どもの意見や、感想を集約できるようなアンケートの実施を検討する。	B	2-(10)-①
中原区役所子ども支援室	4-(21)-⑤	子育て情報誌の作成	区内に住む乳幼児を持つ家庭を対象とした「このゆびと〜まれ!中原区子育て情報ガイドブック」を発行し、ガイドブックと連動したホームページを開設した。	継続実施	1) 区子育てガイドブック「このゆびと〜まれ」の7,000部の発行を行った。 2) 子ネット通信の年6回 各8,000部発行。 3) こども相談窓口案内リーフレット 20,000部 4) 「子育てエンジョイなかはら」の発行 5,000部発行。こんにちは赤ちゃん訪問時と転入者へ配布。 5) タイムリーな子どもの情報を、ホームページの子どもの欄にトピックス掲載した。	区民と協働して、子育て中の保護者のニーズに沿った子ネット通信の発行がなされた。また、さまざまな子育て中の情報の存在がわかるための子育てエンジョイなかはらを赤ちゃん訪問と連動して配布することができた。	B	1-(4)-①、 2-(13)-②
高津区役所子ども支援室	4-(21)-⑤	子育てフォーラム	子どもの育ちをテーマに専門家の講演をもとに、保護者や子育てに関心のある区民とともに子ども・子育てについて話し合う機会を提供する。	子育て中の保護者や子育て関係機関・団体等を対象に地域における子育て力の向上をめざして、子育てフォーラムを開催する。	10月30日(土)講演とグループワーク「ノミパであることを楽しもう!」を実施。講師:NPO法人ファザリングジャパン理事奥平亨氏。父親11人(プレパパ含む)母親4人計15人参加。 2月15日(火)講演「今、求められる支援とはー完璧な親なんていないー」を実施。対象:子育て支援関係者や区民。講師:NPO法人コミュニティ・カウンセリング・センター理事長三沢直子氏。47名参加。	成果:毎年父親を含めた保護者や子育て支援者を対象とした講座やグループワークなどを行い、子ども・子育て支援に関する啓発や情報の共有を行った。 課題:子ども・子育てにかかわる課題解決につなげるために、講座や体験交流などの回数や内容について検討する。	B	
高津区役所子ども支援室	4-(21)-⑤	子ども・子育て支援情報発信事業	地域における子ども・子育て支援の充実・強化を図るために、情報の提供を行っていく。	総合的な子育て支援のため、就学後の子育て関連情報の掲載や配布の周知の徹底、情報更新の確実な実施による精度の高い情報提供等、より一層の充実を図っていく。また、市民の視点に立ったより有用な情報提供のため、市民の参加と協働を推進していく。	「ホットこそぞで・たかつ」冊子平成22年度版を6月8,000部発行。子ども支援室の窓口及び関係機関にて配布。ホームページ・携帯サイトは、毎月情報を更新。今年度からホームページに「ホットこそぞで・たかつ」冊子全ページを掲載。 冊子については、平成21年12月～1月に子育て中の方に向けてアンケートを実施。「冊子の目次構成」や「情報の整理」などアンケート結果や利用者の意見を基に、内容やレイアウトなどを、子どもに関わる市民や関係団体等で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」で検討。平成23年度冊子改訂作業を実施。	成果:出生数や子育て中の転入者の増加などにより、発行部数を6,000部から8,000部に増刷した。地域子育て支援センター・保育園など新たに増設された施設への冊子配布や冊子全ページのホームページ掲載するなどにより、子育て中の家庭へより新しい情報の提供を行った。 冊子の情報を充実、使いやすくするために、内容やレイアウトを検討し、平成23年6月に改訂する。 課題:冊子については、平成23年6月の改訂後も引き続き残されている検討事項について協議を行う。	B	1-(4)-①、 2-(13)-②



〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
多摩区役所 子ども支援室	4-(21)-⑤	多摩区子どもページ	多摩区のホームページからアクセスし、子ども向けに多摩区の施設や区役所の仕事に関する情報、区内の学校の様子などを紹介している。漢字にはふりがなをつけるなど、子どもにわかりやすいよう配慮している。	子ども向け事業を、子どもにわかりやすく紹介する。 区内の児童作品を掲載し、区内に発信する。	区内の子ども向け事業を、平易な表現で掲載した。(通年) 区内小中学校の児童生徒の作品紹介記事を掲載した。(通年、21校分) 区内中学生の区役所での職業体験の記事を掲載した。(通年、5校分) トップページに、子ども向けサイトへのリンクを設定した。(読書のまちかわさき・フロンターレと本を読もう)	成果:区内の児童生徒の作品、学校の活動を掲載したことで、子ども自身が同年代の子どもの活躍を知ることができるようになった。 課題:写真・氏名など、個人情報掲載への関係者の理解。個人情報の管理。	B	
麻生区役所 子ども支援室	4-(21)-⑤	子ども情報コーナー事業	区役所ホールの「子ども情報コーナー」に子どもの権利に関する情報パンフレットをコーナーを設置し、情報の発信や周知をする。	区民のニーズに合わせた情報提供の充実とわかりやすいレイアウトの工夫。	子ども相談窓口前と区役所ロビーの2か所に設置し、定期的にチラシ等情報の点検をし常に最新の情報を提供、区民に広く利用された。	区民に活用されているのでさらに充実した形で継続していく。 子ども情報コーナーが、子どもや保護者に、事業や催し物、子どもに関する制度などの情報提供する場として周知され、子育てグループやサークル等からも掲載依頼を受けるようにまで発展してきた。今後も区の子どもの関する最新の情報発信源として、情報の収集・提供方法を検討していく。	B	
麻生区役所 子ども支援室	4-(21)-⑤	子育て情報誌の作成	麻生区の子育て情報をわかりやすく提供するために情報誌「きゅっと(cuto)ハグあさお」を作成する。医療機関、健診・予防接種、育児相談など子育てに密着した情報のほか、公園や親子でお出かけ施設等実際に役立つ情報や小学校情報、子育て支援関係施設マップ、区内の医療機関マップ等を掲載した子育てガイドブック。3年ごとに改定版を発行する	母子健康手帳交付時、転入時に配布する。子育てガイドブックの改訂版作成のための検討をする。	今年度も母子健康手帳交付時、転入時等に子育てガイドブックを配布。 乳幼児健診時子育て中の区民に対し、子育てガイドブックの内容等について、使いやすさ、満足度、改善すべき点などの聞き取りアンケートを実施。 子育てガイドブック「きゅっとハグあさお」の改訂検討につなげた。	平成21年度に新規作成した3000部の麻生区子育てガイドブックを平成22年度も継続で配布した。今後もさらに充実したものを作成、配布していく。 また、平成22年度に麻生区ちびっこおでかけMAPを作成し、未就学児と保護者が地域に出かけられる場所の情報提供を行った。 麻生区子育てガイドブック及び麻生区ちびっこおでかけMAPについては平成23年度改定予定。 課題:掲載する情報の収集方法と選定。変更される情報への対応。	B	
教育委員会 生涯学習推進課	4-(21)-⑤	教育文化会館・市民館事業(平和・人権学習、家庭・地域教育学級等)	平和・人権、男女平等などの現代的、普遍的課題や子育て・共育(親と子などの育ちあい)など地域社会の再生の課題を学びあうことをとおして、市民自治の基礎となる力を培うことをめざし、教育文化会館・市民館・分館においてさまざまな学習事業を実施する。	教育文化会館・市民館・分館で実施	教育文化会館・市民館において、平和・人権学習活動を12事業、男女平等推進学習を11事業実施した。教育文化会館・市民館・分館において、家庭・地域教育学級を24事業実施した。	成果:市民意識の啓発や、地域社会の形成に必要な力を養う学びの場を提供してきた。 課題:今後も、市民自治の基礎となる力を培い、共に生きる地域社会づくりを進めるため、引き続きさまざまな学習事業を展開していく必要がある。	B	
【具体的な取組】								
⑨子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。								
市民・子ども局 人権・男女共同参画室	4-(21)-⑥	子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付	子ども自身が「子どもの権利」についての意識を高め、理解を深められるよう、条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配付する。	条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配付する。	11月の子どもの権利週間での活用のため、市内の幼稚園・小学校(4年生)・中学校(2年生)・高校(1年生)、養護学校、豊学校、民族学校の児童・生徒に10月下旬に配付した。また、主に子どもが利用する施設への配付も行った。	市民館や図書館など、学校配付以外でもパンフレットを目にする機会ができた。しかしながら、依然として条例の認知度は低く、ただ配付しただけで終わらないような活用方法の検討が課題である。	B	1-(4)-① 2-(18)-② 4-(21)-④

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
市民・子ども局 人権・男女共同参画室	4-(21)-⑧	資料提供、講師派遣	市内の小学校、中学校、高等学校、保育園、幼稚園、特別支援学校等に子どもの権利条例に関するパンフレットや資料等を配布し、また、子どもに関わる施設等における研修会等に講師を派遣し広報啓発事業を推進する。	①市民・教員・行政職員へ条例パンフレットを配布する。また、市内の小学校、中学校、高等学校、保育園、幼稚園、特別支援学校等、全校に条例パンフレット(子ども用)を配布する。 ②市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等への講師派遣を行う。	①11月の子どもの権利週間での活用のため、市内の幼稚園・小学校(4年生)・中学校(2年生)・高校(1年生)、養護学校、養学校、民族学校の児童・生徒に10月下旬に配付した。また、主に子どもが利用する施設への配布も行った。 ②病院局の新規採用看護職員研修をはじめ、職員研修所主催の若手職員研修、市立保育園・認可保育園・私立幼稚園の園長会等の研修会、子ども文化センター等の学習会、地域教育会議、PTA等延べ10か所に講師派遣を行った。	市民館や図書館など、学校配布以外でもパンフレットを目にする機会ができた。しかしながら、依然として条例の認知度は低く、ただ配布しただけで終わらないような活用方法の検討が課題である。	B	2-(13)-② 3-(15)-④
子ども本部 青少年育成課	4-(21)-④	大人が変われば子どもも変わる運動	おとなが地域の中で子どもを温かく見守り、育てていくことを基本に、「大人が変われば子どもも変わる運動」を推進し、青少年健全育成を展開していく。	「大人が変われば、子どもも変わる運動」を市民へ周知するため、引き続き街頭キャンペーン、各区区民祭等において、のぼり旗の掲出、啓発物及びチラシを配付し、広報啓発を展開していく。	7月15日JR武蔵溝ノ口駅前ペDESTリアンデッキでの、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組、11月4日新百合ヶ丘駅南口ペDESTリアンデッキでの、「子ども・若者育成支援強調月間」の取組及び各区の区民祭等において、青少年指導員が中心となり、子どもとおとなのパートナーシップの構築を進める広報・啓発に努めた。	成果: 広報啓発用ポスターの作成及び市内公共施設等への掲示、啓発物品の作成及びキャンペーン等での配布、50名以上の協力者による年2回の街頭キャンペーンにより、「大人が変われば、子どもも変わる運動」の市民への広報啓発を実施できた。  課題: 青少年の健全育成を図るため、街頭キャンペーンやポスター掲示等効果的な啓発方法の実施に努めていく。	B	
子ども本部 子ども家庭課	4-(21)-⑨	母子保健指導事業	妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級の開催など、妊娠中を子どもともに健康に過ごし、安心して出産・子育てができるようにする。父親の参加・子どもの権利についての啓発機会とする。	継続して実施。保健指導・相談機能の充実を図る。母子健康手帳交付・母子管理票作成業務・両親学級等の状況について担当部署との情報交換を図り、改善すべき点があれば検討していく。	子ども支援室において、母子健康手帳交付時に面接を行い、必要な保健指導と相談支援を実施した。また、安心して出産・子育てができるよう、両親学級への参加を促した。マタニティストラップの配付を継続して行い、妊婦にやさしい環境づくりの啓発を図った。	成果: 子ども支援室の設置で、母子健康手帳交付時の相談機能や必要に応じた保健指導が強化できた。また、両親学級等の事業参加を促したり、母子健康手帳へ子どもの権利について掲載し、父親の参加・子どもの権利についての普及啓発につながった。  課題: 子ども支援室と担当部署との連携により、さらに充実した内容にする。	B	1-(4)-① 2-(12)-① 2-(13)-① 4-(21)-①
子ども本部 子ども家庭センター 子ども支援担当	4-(21)-⑩	児童相談所の専門性の強化	ケースワーカーや担当児童心理司などが、児童の気持を尊重し、児童が解決の主体となるよう解決のプロセスを尊重した相談援助をする。また、研修の実施、専門職の配置等により、職員の専門性を高める。	児童相談所職員の研修の実施、専門職の配置等により、職員の専門性を高める。	児童相談所の専門性を確保するために、社会福祉職等の専門職を配置し、児童相談所職員を対象とした専門研修を実施したほか、児童相談所長等の内部講師による実務等にかかる各種研修を実施している。	児童相談所職員を対象とした外部講師による各種専門研修を実施したほか、児童相談所職員の内部講師による実務研修等により専門性の強化を図った。	B	1-(4)-① 2-(13)-③ 4-(21)-①
子ども本部 子ども家庭センター 子ども支援担当	4-(21)-⑪	児童虐待防止啓発講演会	児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。	児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。	①平成22年11月26日(金)市民向け研修 講師: 相州乳幼児家族診療センター長 青木豊氏「アタッチメント～親と子の愛着形成を学ぶ～」 ②平成23年1月19日(水)関係機関向け研修 講師: 相州乳幼児家族診療センター長 青木豊氏「愛着障害とPTSD」	児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、学識経験者や医師等を講師として、関係機関職員や市民向けに講演会を開催し、児童虐待防止に関する啓発を図った。	B	1-(4)-① 2-(13)-③ 4-(21)-①

〈施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上〉

所管課	施策－事業	事業名	事業の概要	平成22年度までの実施目標	平成22年度実施状況	3年間の成果と課題	3年間の達成度	再掲
こども本部 こども家庭センターこども支援担当	4-(21)-㉔	相談機関等に関する職員研修	相談機関等に関する職員が、児童の意見表明を支える力量を高めるための研修体制を整える。	新人研修、法的対応研修、専門職研修等では、弁護士・精神科医師・大学教授等による専門的知識の講義及びケーススタディの機会を利用して、相談対応、各種診断能力を高める。また、外部への派遣研修にも積極的に参加する。	新人研修6回、弁護士研修・相談32回、専門職研修等7回(講師は精神科医師、児童福祉施設長等)、派遣研修10回	児童相談所新人研修のほか、法的対応研修、専門職研修等の実施により、各種相談への対応や診断能力を高め、専門性の向上に努めた。また、派遣研修も積極的に活用し、専門性向上の機会の積極的活用がなされた。	B	1-(4)-㉔ 1-(4)-㉔ 2-(13)-㉔
川崎市役所保健福祉サービス課	4-(21)-㉔	子育て情報誌の発行	平成17年度より開始。4回/年(春夏秋冬号)発行。1回/月、子育て中の親が集まり、子育て等について知りたいこと、聴きたいことを情報交換するとともに、出された情報を「かわら版」として多くの人に情報提供していく。	参加メンバーを増やし、より多くの親子が子育ての情報を生かし、育児に役立てることができる。	子育て中の母親がつどい、子育てにまつわる色々な情報交換や交流をはかる場「子育てのわ」の中で出された話題を、母親たちが編集や原稿作成を行った「子育てかわらばん」を年2回発行。乳幼児健診等で配布。	年4回発行していた「かわら版」を、平成22年度より年2回の発行とし、母親同士の話し合いによる達成感の充実とページ数を増やした「かわら版」作成の為に時間を多くとることにより、内容のさらなる充実を図ることができた。「子育てのわ」への参加者が増加しないという課題があり、乳幼児健診等でPRし、新たな参加者を募った。	B	1-(4)-㉔ 2-(13)-㉔ 4-(21)-㉔
教育委員会企画課	4-(21)-㉔	教育広報誌「教育だよりかわさき」	本市の児童・生徒、保護者、教育関係者、市民を対象に、教育に関する情報を提供するため、「教育だよりかわさき」を発行する。	引続き、川崎市教育委員会の施策の紹介、重要事項の解説等の教育に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供するために「教育だよりかわさき」を発行し、配布する。	「教育だよりかわさき」を年3回、延べ342,000部発行。	平成21年度にデザインを一新したことによって、教育委員会に関する情報をさらにわかりやすく提供することができ、多方面からの好評を得られた。また、イメージキャラクターである「メルるん」は市民の方からの人気を得ている。今後は、予算が限られていく中、広報誌としての質を落とさず、いかに市民の方へ教育委員会に関する情報をわかりやすく提供していくかが課題である。	B	1-(4)-㉔ 2-(10)-㉔ 2-(13)-㉔
教育委員会生涯学習推進課	4-(21)-㉔	教育文化会館・市民館事業(PTA活動研修)	各学区や行政区の特色を活かしながら、子どもの健やかな成長を支えるPTA活動のさらなる活性化をともに考える研修を行う。	継続実施	教育文化会館及び市民館において、PTA活動研修を7研修実施した。	成果:PTA活動のあり方や可能性を考える研修を実施し、PTA活動の活性化を図った。  課題:子どもを取り巻く地域社会の変化が大きい現代社会において、子どもの健やかな成長を支えるPTAの役割は重要なものとなってきており、今後も各区の特性を活かしながら、PTA活動のさらなる活性化を図っていく必要がある。	B	2-(13)-㉔ 3-(15)-㉔
教育委員会生涯学習推進課	4-(21)-㉔	教育文化会館・市民館事業(家庭教育推進事業)	子どもの理解や親の役割及び家庭環境、地域課題をめぐる諸問題についての学習機会の提供や啓発のためのイベント等の実施をとおして、子どもたちの健全な成長をめざす。	継続実施。(より多くのPTAで取り組めるように市民館、PTAとの連携を深める)	小・中学校、特別支援学校において、PTA等家庭教育学級を92学級実施した。又、自主グループ家庭教育学級を1学級、子育て支援啓発事業を6事業、子育てサポータースキルアップ講座を1学級実施した。	成果:各事業をとおして、家庭・地域の教育力向上を推進してきた。  課題:子どもを取り巻く地域社会の環境は大きく変化し続けており、家庭教育の必要性がますます増していることから、引き続き、さまざまな事業をとおして、子どもの理解を深め、地域との関わりを作る学びの場を提供していく必要がある。	B	1-(4)-㉔ 2-(13)-㉔